

平成29年度に向け 取り組んでいただきたい事項

平成28年12月9日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「保育コンシェルジュ」を活用した保護者支援について

- 保育園等の利用調整に当たっては、窓口体制の拡充や「保育コンシェルジュ」の設置等を行い、保護者のきめ細かいニーズを把握し、保護者に対して「寄り添う支援」を行うことが必要である。

一方、子ども・子育て支援交付金のメニューの1つである「利用者支援事業」を活用し、保育コンシェルジュを設置している自治体は全国で約1割となっている。

※ 保育コンシェルジュ設置自治体数 174自治体（平成27年度）

- 来年4月に向けた保育園等の利用調整に当たり、4月以降も含め、保護者への相談支援を行うためにも、保育コンシェルジュを未設置の自治体におかれては、当該利用者支援事業を活用した、保育コンシェルジュの設置を積極的に進めていただきたい。

- 保育コンシェルジュの事業の実施に当たっては、特に、
 - ・ 4月以降も継続した丁寧な相談を行い、多様な保育につなげること
 - ・ 申請前段階からの相談支援や夜間・休日などの時間外相談の実施など、利用者の視点に立った機能強化を推進すること
 - ・ 特に、管内各地域において出張相談を行うなど、保護者に寄り添った支援を行うこと
 - ・ 小規模保育事業等の卒園児の、保育所、幼稚園、認定こども園への円滑な入所等のための利用調整を推進することに留意いただきたい。

保育の受け皿拡大について①

1 保育園等の施設整備における用地確保のための取組について

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育の受け皿拡大を進めているところであるが、保育園等の施設整備に当たっては、特に都市部などにおいて用地確保が難しい状況となっていることを踏まえ、国において用地確保に向けた支援を行っているので、自治体におかれては積極的に活用いただくとともに、保育事業者への地域の余裕スペースの提供等についても取り組んでいただきたい。

(1) 小学校等の余裕教室や郵便局の空きスペース等の活用について

- 保育園等の設置スペースの確保のため、厚生労働省では、文部科学省と連携した小学校の余裕教室の活用促進や、郵便局の空きスペース等の活用に向けた総務省、日本郵便との調整等を行っている。
- ついては、
 - ・ 小学校等の余裕教室の活用について、自治体の教育委員会等に対し、保育関係部局から確実に要請を行っていただきたい。
 - ・ また、郵便局等の空きスペース等の活用にあたっては、該当する自治体に対し情報提供等を行っているので、積極的に活用を検討願いたい。

保育の受け皿拡大について②

(2) 保育園等の用地に対する固定資産税の取扱いについて

- 保育園等の用地については、地方税法の規定により、固定資産税の非課税措置が講じられている一方、当該用地から貸付料を得ている土地所有者については、税負担の公平等の観点から、課税できることとされている。

- このため、本年9月16日付け「保育所等用地に対する固定資産税に関する考え方について」（内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）により、保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体において、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することが可能である旨お示したところである。

- 保育園等のための用地確保が困難な自治体におかれては、用地確保に向けた一つの方策としての活用を積極的に検討いただくとともに、自治体の税務当局に対し、税負担の軽減措置について必要に応じて要請等を行っていただきたい。

2 保育園等の設置の際の地域との合意形成について

- 保育園等の設置を進めていく中で、地域住民の理解を得ることが必要不可欠であるが、一部、地域住民の反対により、保育園等の設置に至らない事象が生じている状況にある。
- このため、保育対策総合支援事業費補助金で実施している「民有地マッチング事業」を拡充し、保育園等の設置の際の地域住民との合意形成や設置後の地域との関わりを支援するための「地域連携コーディネーター」の配置を支援しているので、自治体におかれては、この事業を積極的に活用していただきたい。
- また、地域住民との合意形成に当たり、調整を設置主体のみで行っていることにより、かえって住民との関係が悪化している事態が生じているといった事例が見受けられる。自治体におかれては、地域住民との合意形成に当たり、設置主体のみに委ねるのではなく、自治体が積極的に関与し、調整を行っていただきたい。

「入園予約制」について

- 本年4～5月に実施した「保活」の実態に関する調査結果において、
 - ・ 妊娠中を含め、子どもが1歳を迎える前に「保活」を開始した人が80.2%
 - ・ 「保活」で保護者が苦労や負担を感じた点として、「育休を短縮した」と回答した人が26.5%と高い割合となっており、保護者が育休を取得したいにもかかわらず、子どもを保育園へ入園させるために育休を切り上げなければならない事態となっている。

- こういった状況を解消し、希望する保護者が育休を取得できる環境整備を進めるため、平成29年度概算要求において、「入園予約制」の導入支援のための予算を盛り込んでいるところ。

(入園予約制の支援内容)

- ① 育児休業明けから保育所に入所するまでの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの利用料を支援
- ② 当該保育園の予約児童について、入園するまでの間の保護者からの相談や自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

「サテライト型小規模保育事業」について

- 小規模保育事業などの地域型保育事業については、当該事業の利用児童が3歳に到達した際の受け皿となる連携施設（保育園、認定こども園、幼稚園）の確保が課題となっている。
- 平成29年度概算要求において、保育園等を3歳以上児の受入れに重点化し、3歳未満児の受け皿として小規模保育事業の実施を積極的に支援する「サテライト型小規模保育事業」を盛り込んだところ。
 - （サテライト型小規模保育事業の支援内容）
 - ・ 3歳以上児の受入れを重点的に行う保育園等に対し、小規模保育事業所等との連携・調整や保護者への相談支援等に対応するためのコーディネーターの配置に必要な費用を支援。

保育人材確保の取組について①

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき保育の受け皿拡大を進める一方、保育士の全国の有効求人倍率は28年10月時点で2.18倍となっているなど、保育人材の確保は喫緊の課題となっている。
- これまで、保育士の就職促進や離職防止、潜在保育士の再就職支援のための総合的な対策に取り組んでいる。自治体におかれては、保育人材確保に向けた様々な施策を積極的に活用するなど、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。
- また、保育士等の処遇改善についても、一億総活躍プランに基づき、
 - ・ 2%相当（月額6千円程度）の処遇改善
 - ・ 技能・経験を積んだ保育士等について、キャリアアップの仕組みを構築し、月額4万円程度の処遇改善を行うこととしており、平成29年度予算編成過程において議論しているところである。

保育人材確保の取組について②

1 必要となる保育人材確保のための取組について

- 保育の受け皿拡大に対応した保育人材の確保のため、従来の取組のほか、平成28年度二次補正予算において新たな施策を講じるとともに、平成29年度概算要求においても、新たな施策に必要な予算を要求している。
- 特に、平成28年度二次補正予算に計上している取組は、保育人材確保が難しい状況が一部地域にとどまらず全国的なものとなっている現状に鑑み、国の補助率を高率に設定しているため、これらの施策を積極的に活用し、保育人材確保を強力に推進していただきたい。

(1) 平成28年度二次補正予算における新たな取組について

- 平成28年度二次補正予算においては、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金の倍増、未就学児のいる保育士の割合が多い保育園等における保育補助者雇上げの更なる支援、保育園等に勤務する保育士へのファミリー・サポート・センター等の利用支援といった潜在保育士の再就職支援や保育士の業務負担軽減等による就業継続支援を図るための予算を計上している。

※ 平成28年度二次補正予算における新たな取組

- ・ 潜在保育士に対する再就職準備金貸付の拡充（20万円→40万円）
- ・ 未就学児のいる保育士の就業継続支援のための支援（短時間勤務の保育補助者の追加配置、ファミリー・サポート・センター等の利用支援）

保育人材確保の取組について③

- これらの事業は、貸付事業として実施するものであるため、実施主体である都道府県又は指定都市におかれては、適切な団体に資金交付をし、複数年度に亘って円滑に事業実施できるよう取り組んでいただきたい。
- 特に、平成27年度補正予算及び平成28年度二次補正予算に計上する各種貸付事業は、国庫補助率を10分の9と高率に設定し、10分の1の地方負担分も特別交付税措置が行われるので、管内市町村から要望があるにもかかわらず当該取組を実施していない都道府県におかれては、積極的に活用していただくようお願いする。
また、既に実施いただいている自治体におかれても、貸付の追加募集を行うなど、更なる事業の展開を図っていただきたい。

(2) 平成29年度予算要求における新たな取組について

- 平成29年度概算要求において、「保育士宿舎借り上げ支援事業」の対象要件（保育園等に採用されてから5年間）の見直し、市町村における新卒の人材確保や潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の取組を積極的に支援するなど、保育人材確保対策の充実を図るための予算を要求している。

※ 平成29年度概算要求で要求している新たな取組

- ・ 保育士と保育事業者とのマッチングに積極的に取り組んでいる保育士・保育所支援センターに対するコーディネーターの追加配置支援
- ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業の対象要件の見直し
- ・ 市町村における保育人材確保対策の支援 など

保育人材確保の取組について④

- 特に、今回の概算要求で要求している取組は、市町村における保育人材確保の取組を支援するものにしていて、市町村におかれては、保育人材確保の取組を積極的に実施していただきたい。

(3) 平成27年度補正予算に計上した保育人材確保対策について

- 平成27年度補正予算に計上した、「保育士修学資金貸付等事業」及び「保育所等における業務効率化推進事業」について、各自治体において積極的に活用いただいているところだが、一部、まだ活用いただけていない自治体がある。
- これらの事業は、保育現場における働き方の改善を全国的に進めていく趣旨を有するもものであり、一部取り組まない地域があることが施策効果全体を減殺することから、まだ未実施の自治体におかれては、これらの事業を積極的に活用し、保育人材確保を強力に進めていただきたい。
- また、これらの事業は、本年度中に交付を受けなければ、平成29年度以降、当該事業にかかる補助金を交付することができなくなるので、既にこれらの事業に取り組んでいる自治体も含め、特にご留意願いたい。

2 「保育人材確保集中取組キャンペーン」の実施について

- 来年4月に向けた保育人材確保を推進するため、例年1月頃に保育士の有効求人倍率がピークになることを踏まえ、今年度においても「保育人材確保集中取組キャンペーン」を実施し、潜在保育士の掘り起こし及び就職あっせんを強化し、潜在保育士等の就職促進を図ることとしている。
- ついては、このキャンペーンの取組の一つとしてリーフレットの作成を予定しているため、当該リーフレットを活用し、様々な場所や機会を捉え、潜在保育士に対し、保育士・保育所支援センターやハローワークへの就職申込を積極的に呼びかけていただきたい。
- また、保育人材の確保が困難な状況にある保育園等について把握している場合は、速やかに保育士・保育所支援センターやハローワークに情報提供していただくとともに、保育園等に対し、保育士・保育所支援センターやハローワークへ求人登録を行うよう、働きかけを行っていただきたい。

保育園等の安全確保について①

- 保育園や認定こども園、認可外保育施設等の保育施設等における、平成27年度の重大事故の状況をみると、認可保育園等で378件、認可外保育施設で21件となっている。また、このうち死亡事故は、認可保育園等で4件、認可外保育施設で10件となっており、保育園等における安全対策は極めて重要な課題となっている。
- 保育園等の教育・保育施設等における重大事故の再発防止策については、平成26年9月に検討会を設置し、同年11月に中間とりまとめ、昨年12月に最終とりまとめを行い、事故防止に関するガイドラインを発出する等、再発防止策を講じてきたところである。
- しかしながら、
 - ・ 現在も保育園等において重大な事故が生じていること
 - ・ 特に認可外保育施設については、死亡事故の報告件数が多いこと
 - ・ 死亡事故の報告件数が多い0・1歳児の保育園等の利用率が高まっていることなどから、本年10月に送付したガイドラインに関するミニポスター、啓発資料を活用してガイドラインの周知徹底を図るなど、保育園等における事故防止策の推進に努められたい。
- また、このような現状を踏まえ、さらに事故防止策の推進を支援するため、平成29年度概算要求等において新たな取組を盛り込んでいる。

保育園等の安全確保について②

1 平成28年度二次補正予算における新たな取組について

- 平成28年度二次補正予算においては、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業への移行を目指す認可外保育施設に対し、事故防止や事故後の検証及び防犯対策の強化のためのカメラの設置等、認可外保育施設での事故防止・防犯対策に必要な支援を図るための予算を計上している。

補助上限：カメラ等設置 1 か所当たり10万円

2 平成29年度要求における新たな取組について

- 平成29年年度概算要求において、
 - ・ 睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導
 - ・ 死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施について要求している。
- また、認可外保育施設への立入調査については、この巡回支援指導を活用の上、指導監督部門との十分な連携を図るなど、適切に実施していただくことを想定している。